

第2章 ライフステージ毎の取組方向

めざすべき社会像の実現に向けては、「子ども・思春期」「若者／結婚」「妊娠・出産」「子育て」のライフステージ毎に「働き方」も含めた切れ目のない取組が必要です。

※取組毎に＜現状と課題＞、＜5年後のめざす姿＞、＜主な取組内容＞に整理し、記載しています。なお、取組の内容すべてを「重点的な取組」に位置づける取組は、第4章において＜5年後のめざす姿＞、＜現状と課題＞、＜主な取組内容＞を記載し、本章では5年後のめざす姿を記載しています。

第1節 子ども・思春期	<ul style="list-style-type: none"> (1) ライフプラン教育の推進 ⇒重点的な取組 1 (2) 子どもの貧困対策 ⇒重点的な取組 1 1 (3) 児童虐待の防止 ⇒重点的な取組 5 及び重点的な取組 1 2 (4) 社会的養護の推進 ⇒重点的な取組 1 3 (5) 子どもの育ちを支える取組の推進 (6) 不登校やいじめ等への対応 (7) 健全育成の推進
第2節 若者／結婚	<ul style="list-style-type: none"> (1) 若者の雇用対策 ⇒重点的な取組 2 (2) 出逢いの支援 ⇒重点的な取組 3 (3) 困難を有する子ども・若者への支援 (4) 自殺対策
第3節 妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> (1) 不妊に悩む家族への支援 ⇒重点的な取組 4 (2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 ⇒重点的な取組 5 (3) 周産期医療体制の充実 ⇒重点的な取組 6
第4節 子育て	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼児教育・保育、地域子育ての推進 ⇒重点的な取組 7 (2) 男性の育児参画の推進 ⇒重点的な取組 8 (3) 小児医療の充実 (4) 在宅での療育・療養支援 ⇒重点的な取組 6 (5) ひとり親家庭等の自立促進 ⇒重点的な取組 1 1 (「子どもの貧困対策」の一部として) (6) 障がい児施策の充実⇒(発達支援が必要な子どもへの対応について) 重点的な取組 1 4
第5節 働き方	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子育て期女性の就労に関する支援 ⇒重点的な取組 9 (2) 長時間労働の抑制、ワーク・ライフ・バランスの推進 ⇒重点的な取組 1 0 (3) マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくり ⇒重点的な取組 1 0

第1節 子ども・思春期

県民の皆さんの結婚・妊娠の希望をかなえるためには、子ども・思春期から、家庭生活や家族の大切さなどについて考え、年齢が高くなるに従い妊娠率が低下する等の医学的に正しい情報を理解することが必要です。

また、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重の実現に向けては、三重県子ども条例の理念に基づき、障がいの有無や生まれ育った家庭環境に関わらず、地域社会の支えも受けて、経済的、物質的のみならず、精神的にも、人間関係の上でも豊かに育つことができるよう取組を進める必要があります。

(1) ライフプラン教育の推進

家庭生活や家族の大切さ、妊娠・出産に関する医学的知識等の習得が子どもたちを含めた若い世代の間に広がり、自らのライフプランを考える基盤ができている状況をめざします。

 「重点的な取組1 ライフプラン教育の推進」として重点的に取り組みます。

(2) 子どもの貧困対策

子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

 「重点的な取組1.1 子どもの貧困対策」として重点的に取り組みます。

(3) 児童虐待の防止

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを生き育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざすとともに、地域社会全体で児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応が進み、虐待被害から子どもが守られている状況をめざします。

 「重点的な取組5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」及び「重点的な取組1.2 児童虐待の防止」として重点的に取り組みます。

(4) 社会的養護の推進

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を公的責任で社会的に養育、保護し、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。養育、保護及び支援の形態としては、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設等の施設や、里親及びファミリーホーム、自立援助ホーム等があります。

県では、平成 24 年度に「三重県における社会的養護の将来像と当面の課題」をとりまとめ、家庭的養護の推進、専門的ケアの充実や子どもの自立支援とともに、各施設等が地域の社会的養護の拠点として、ソーシャルワーク機能を高め、家族支援や地域支援が行われている状況をめざしています。

そのうち、社会的養護を必要とする子どもが、できる限り家庭的な環境で養育されるよう、「三重県家庭的養護推進計画」（平成 27 年度～41 年度）に基づき、児童養護施設、乳児院の本体施設の小規模化及び小規模グループケア化、施設のない地域への分散化、及び里親・ファミリーホームへの委託が進んでいる状況をめざします。

 「重点的な取組 1 3 社会的養護の推進」として重点的に取り組めます。

(5) 子どもの育ちを支える取組の推進

◇現状と課題

県は平成 23 年 4 月に「三重県子ども条例」を施行し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりをめざし、取組を進めています。

核家族化が進行し、地域の絆が薄れる中、子どもの成長を見守り、子育てを支えるための、家族や地域社会がこれまで担ってきた機能が弱くなっています。

子どもが豊かに育つためにも、自分が丸ごと大人に受け止められ、認められたと実感できる経験を通して自己肯定感を高めていくことが大切です。

また、子どもの頃に自然体験が豊富な人ほど、大人になって「最後までやり遂げたい」という意思が強く、「もっと深く学びたい」という意欲も強いという調査結果もあります。

子どもが、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付けることができるよう、家庭や学校をはじめ、地域社会での経験や人とのかかわりを通じて、多様な価値観に触れる機会が多く設けられるようにすることが必要です。

◇5年後のめざす姿

子どもの権利について、子ども自身や県民が学ぶ機会が提供され、理解が進むとともに、子どもにかかわる施策について、子どもの意見表明や参加の機会が提供され、子どもの意見が尊重され、子どもの主体的な活動が支援されている状況をめざします。

また、子どもの育ちを見守り、支える人材の育成が進み、子どもにかかわる団体や市町の活動を促進する環境が整備されているとともに、子育て家庭を支援する取組がさまざまな主体により各地で行われている状況をめざします。

◇主な取組内容

- ①市町をはじめ、さまざまな主体と連携して、三重県子ども条例の趣旨や子どもの権利等を学ぶ機会、子どもの意見を表明する機会や子どもがさまざまな活動に参加できる機会などを提供するとともに、子どもからの相談に対応する窓口を運営します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②子どもの意見を県の施策に反映させるほか、その反映結果を広くPRします。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③子どもの育ちや子育て家庭を支える人材を育成します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④企業やNPO、行政など地域社会のさまざまな主体が連携して、子どもの育ちや子育て家庭を支援する取組を実施します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤子どもの農山漁村体験を提供する団体に対する体制整備の支援や取組のPRを進めます。【地域連携部】

(6) 不登校やいじめ等への対応

◇現状と課題

スクールカウンセラーの配置は公立中学では100%になったものの、引き続き、小学校への配置を進めるなど、不登校やいじめ等のさまざまな課題に対応するため、学校での教育相談体制の充実が必要です。

また、家庭的な要因が背景にあるなど学校だけでは解決が難しいケースについては、関係機関との連携が必要です。

◇5年後のめざす姿

不登校やいじめ等の未然防止や早期対応が図られるとともに、家庭的な要因が背景にあるケースについて、スクールソーシャルワーカーが地域の資源を生かし、学校と関係機関とが連携して支援が図られている状況をめざします。

◇主な取組内容

- ①スクールカウンセラーの中学校区配置を進めるなど、小中学校の連携を図り、教育相談体制をさらに充実します。【教育委員会】
- ②スクールソーシャルワーカーの派遣拡充を進めることにより、地域の資源を生かした学校と関係機関の連携強化を図ります。【教育委員会】

(7) 健全育成の推進

◇現状と課題

いわゆる「非行少年」は減少傾向にあるものの、少年による凶悪事件の発生や、犯罪の被害に遭う少年が後を絶たないことから、学校等関係機関・団体と連携し、少年の健全育成に向けた対策を推進する必要があります。

薬物乱用防止について、平成24年度に外部機関と連携した薬物乱用防止に関する取組を実施した中学校は79.8%、高校は100%となっていますが、近年、全国的に危険ドラッグが原因とされる事案が多発するなど社会問題化しており、児童生徒への啓発や指導の継続が必要です。

◇5年後のめざす姿

問題を抱える少年が立ち直り、地域社会における少年を見守る機運が醸成され、薬物乱用も含めた非行少年を生まない社会づくりが進んでいる状況をめざします。

◇主な取組内容

- ①学校等関係機関や、少年警察ボランティア等と連携し、「少年の居場所づくり」活動等を通じた立ち直りを図るほか、非行防止（薬物乱用防止）教室を開催し、規範意識の向上に努めます。【警察本部】
- ②スクールサポーターは警察と学校の橋渡し役として、巡回活動、相談活動、問題行動等への対応、児童の安全確保に関する助言を行い、少年の非行等の防止に努めます。【警察本部】
- ③薬物乱用防止教室等あらゆる機会を活用し、危険ドラッグを始めとする薬物の悪質性や危険性についての正しい理解の周知徹底に向けた広報啓発を推進します。【警察本部・健康福祉部】
- ④市町と連携して、子どもの育ちや青少年の健全育成に関するサポートをする方が子育て支援の現場で活躍されるよう取組を進めます。【健康福祉部子ども・家庭局】

○ 困難を有する子ども・若者への支援（再掲）

 第2節「若者／結婚」において記載します。

第2節 若者／結婚

少子化の要因の一つに未婚化や晩婚化が上げられます。結婚の希望をかなえるには、出逢いの支援や若者の安定した経済基盤の確保が求められています。また、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族への支援のほか、自殺対策に関する取組が必要です。

○ ライフプラン教育の推進

 第1節子ども・思春期における「ライフプラン教育の推進」及び「重点的な取組1 ライフプラン教育の推進」に記載しています。

(1) 若者の雇用対策

結婚を希望する若者が安定した経済基盤を確保することができ、経済的な要因で結婚を躊躇することが少なくなっている状況をめざします。

 「重点的な取組2 若者の雇用対策」として重点的に取り組みます。

(2) 出逢いの支援

結婚を希望する方に出逢いの場がニーズに応じて提供されるとともに、県及び企業・団体・市町などの多様な主体が、それぞれの立場で結婚支援にかかる取組を推進し、県内各地域で結婚を支援する体制が整っている状況をめざします。

 「重点的な取組3 出逢いの支援」として重点的に取り組みます。

(3) 困難を有する子ども・若者への支援

◇現状と課題

厚生労働省が平成22年に策定した「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」によれば、ひきこもり状態にある家族がいる世帯は全国で約26万世帯とされており、本県でも多くのひきこもり世帯があると推測されます。

ひきこもり、若年無業者など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者やその家族が、必要な相談をしたり居場所などの社会資源につながる事が難しいとの指摘があります。

また、学校段階でさまざまな支援を行っても、卒業後に支援が途切れ社会生活で困難を抱えた状態となってしまう課題や、青年期から成人期への移行が長期化していることなどから、青年期の支援についても初期段階で重点的に行われることが重要であるとの指摘もあります。子ども・若者の乳幼児期から学童期、思春期、青年期といった人生初期のライフサイクルにおいて、教育・福祉を中心にさまざまな領域の多くの機関・団体が重層的に子ども・若者を見守り、育てる機能を果たす必要があります。

◇5年後のめざす姿

困難を有する子ども・若者の情報を共有し、連携して対応や支援が行えるような関係団体間を結ぶネットワーク等により、困難を有する若者やその家族が孤立することなく、必要な支援に結びつくことができている状況をめざします。

◇主な取組内容

- ①ひきこもり支援に必要なスキル向上のための研修会や家族教室等の学びの場を提供します。【健康福祉部医療対策局】
- ②困難を有する子ども・若者やその家族を支援するため、教育・就労・福祉・精神保健など多分野の支援機関による連携を促進します。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③困難を有する子ども・若者やその家族に対して、必要な情報を得るための支援等を行うほか、地域における支援の輪が広がるよう啓発活動を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④若年無業者の自立に向け、国の状況をふまえながら、地域若者サポートステーション等と連携し、自立訓練、就労体験事業を進め、若年無業者の早期の就業につながるよう取り組みます。【雇用経済部】

(4) 自殺対策

◇現状と課題

本県の20歳から39歳までの各年齢階級において、自殺が死因の第1位となっています。特に20歳から24歳では死因の約半数を自殺が占めています。

平成24年度に行った三重県自殺企図者支援実態調査において、若年層の自殺企図者が5割を上回っています。

◇5年後のめざす姿

家庭、学校、地域など身近な場所で必要な支援を受けることができる環境があり、若年層が、問題に直面した際に周囲に必要な援助を求めることができている状況をめざします。

◇主な取組内容

- ①第2次三重県自殺対策行動計画に基づく取組を推進します。【健康福祉部医療対策局】
- ②学校等と連携して生徒への精神保健授業や教職員及び保護者への啓発などを行います。【健康福祉部医療対策局】
- ③自殺企図した若者やその家族を地域で支援するため、関係機関の職員を対象にした研修会を行う等、支援体制の整備を図ります。【健康福祉部医療対策局】
- ④若者のメンタルヘルスに関する相談窓口や社会資源等の情報提供を行います。【健康福祉部医療対策局】

第3節 妊娠・出産

晩婚化の進展に伴い、子どもを希望しても授かれずに悩む夫婦が増えているほか、母体や胎児に何らかの危険が生じる可能性が高い妊産婦や低出生体重児に対する医療需要が増大しています。また、妊産婦や育児中の親等の孤立が問題となっており、特に出産直後の悩みや孤立感は第2子以降の出生行動に影響を与えるという指摘もあり、妊娠・出産期の方に対する支援を進めます。

(1) 不妊に悩む家族への支援

不妊や不育症に悩む夫婦が安心して相談でき、治療が受けられるようになっていきます。また、男性不妊をはじめとする不妊や不育症に関する正しい知識が県民の間に広がっている状況をめざします。

 「重点的な取組4 不妊に悩む家族への支援」として重点的に取り組みます。

(2) 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもだけでなく子育て家庭に関するすべての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを生き育てることができる環境づくりが進んでいる状況をめざします。

 「重点的な取組5 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実」として重点的に取り組みます。

(3) 周産期医療体制の充実

必要な産婦人科医、小児科医等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整うとともに、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、リスクの高い出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されている状況をめざします。

 「重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」として重点的に取り組みます。

第4節 子育て

妊娠・子育ての希望をかなえるためには、共働きの子育て家庭を対象とした保育サービスの提供による就労支援が必要です。また、核家族化の進行に伴い、子育ての負担感や不安感が増大していることから、就労の有無にかかわらず、専業主婦（夫）家庭も含めたすべての子育て家庭を支える取組が必要となっています。さらに、妊娠や出産、子育ては男性も大きく関係する問題であり、人や企業、地域社会の意識が変わるよう取組を進めていく必要があります。

（1）幼児教育・保育、地域子育ての推進

◇現状と課題

全国的に少子化が進み、ライフスタイルの変化や家族形態の多様化、地域における人と人のつながりが希薄化するなか、家族や地域における養育力の低下や子育てに関するニーズの多様化が指摘されています。また、共働き家庭の増加や勤務形態の多様化などにより、子育て家庭の負担が高まっています。

平成27年度に本格施行する子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（施設型給付）や小規模保育等の給付（地域型保育給付）が始まります。

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」をめざして、市町は子ども・子育て支援制度の実施主体として、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の実情に応じた質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供していくこととなります。

県においては、「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を講じていく必要があります。

◇5年後のめざす姿

教育・保育の多様なニーズに対応し、子育て家庭が仕事と子育てを両立していくことができるよう、認定こども園、幼稚園、保育所等が整備され、保育士、幼稚園教諭の確保も図られている状況をめざします。

在宅の子育て家庭を含むすべての子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の提供が図られている状況をめざします。

支援が必要な子どもと保護者のニーズに適切に対応できるよう、教育・保育現場、放課後児童クラブの従事者等の資質の向上が図られている状況をめざします。

◇主な取組内容

- ①市町等が実施する認定こども園・幼稚園・保育所等の整備、保育士・幼稚園教諭の確保、放課後児童クラブの整備・拡充を支援します。
- ②市町等が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援します。
- ③教育・保育現場、放課後児童クラブ等の従事者の資質向上に向けて、市町、幼稚園・保育関係団体等と連携した取組を推進します。

 主な課題について、「重点的な取組7 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援」として重点的に取り組みます。

※取組内容の詳細については、附属資料1の「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」をご参照ください。

(2) 男性の育児参画の推進

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるとともに、子どもの生き抜く力を育む子育てに男性が積極的にかかわることができるようになっている状況をめざします。

 「重点的な取組8 男性の育児参画の推進」として重点的に取り組みます。

(3) 小児医療の充実

◇現状と課題

子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるよう小児医療の充実が求められていますが、人口10万人あたりの小児科医師数は全国平均を下回っており、小児医療を担う人材の確保を進めていく必要があります。

また、救急医療機関のかかり方やかかりつけ医への早期受診等、保護者の理解をより深め、適切な受診行動がとれるよう啓発が必要であり、小児救急に関する情報提供や相談体制を充実していく必要があります。

◇5年後のめざす姿

普段からかかりつけ医を持ち、家庭でできる応急手当や病気に関する正しい知識を得られるような環境が整うとともに、限りある医療資源を有効に活用し、適切な小児医療が提供されている状況をめざします。

◇主な取組内容

- ①小児医療を担う人材の確保に取り組みます。【健康福祉部医療対策局】
- ②小児医療に関する情報提供を行います。【健康福祉部医療対策局】

(4) 在宅での療育・療養支援

医療的ケアが必要な子どもが安心して健やかに育てられるよう、保健・医療・福祉・教育分野が連携し、総合的かつ継続的な支援が行われている状況をめざします。

 「重点的な取組6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援」として重点的に取り組みます。

(5) ひとり親家庭等の自立促進

◇現状と課題

県内のひとり親家庭世帯数は増加傾向にあり、平成22年には17,820世帯、20歳未満の世帯員を含む世帯数の約10%を占めています。

ひとり親家庭の就業を取り巻く環境は依然として厳しく、県内の母子世帯の母の約8割が就労している一方で、約6割が就労収入200万円未満という状況です。安定した雇用と収入の確保に向け、就労支援を強化する必要があります。

また、平成26年には、母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正により父子家庭への支援が拡充されるとともに、子どもの貧困対策に関する法律が施行されました。

親への就労支援、子育てと生活のための支援、経済的な安定のための支援、相談機能の充実等の総合的な支援を進めるとともに、子どもへの学習支援や父子家庭への支援の充実などにも積極的に取り組む必要があります。

◇5年後のめざす姿

すべてのひとり親家庭等において、親が自らの力を発揮し、安心して子育てや生活ができるとともに、子どもたちが夢と希望をもって成長できる環境が整備されている状況をめざします。

◇主な取組内容

- ①ひとり親への就業を支援するため、就業相談や職業紹介などを実施するとともに、資格や技術取得の支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ②子育てと生活のための支援として、幼児教育・保育サービスの充実、一時的な預かりや放課後児童クラブの実施などによる子どもの居場所づくりの推進、病気の時などにおける家事や育児の支援や生活の場の提供に関する支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ③関係機関や地域と連携し、ひとり親家庭の子どもたちの学習環境を整えます。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ④経済的な安定のための支援として、手当の支給や生活資金等の貸付などを行います。【健康福祉部子ども・家庭局】
- ⑤三重県母子・父子福祉センターや福祉事務所等における相談機能の充実や各種支援施策の情報提供の充実を図ります。【健康福祉部子ども・家庭局】

- ⑥父子家庭に対して、相談対応や情報提供を強化するとともに、父子の特性をふまえた各種支援を行います。【健康福祉部子ども・家庭局】

 「重点的な取組 1 1 子どもへの貧困対策」の一部として重点的に取り組めます。

※ひとり親家庭等の自立促進の詳細については、附属資料2「第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」をご参照ください。

(6) 障がい児施策の充実

◇現状と課題

①体制の整備

障がい児等療育支援事業により、身近な地域で療育指導等の相談支援を行っていますが、引き続き、ニーズに応じた療育に関する専門的な相談支援を行う必要があります。

自閉症・発達障がい支援センターを県内2か所に設置し、専門的な相談支援を行っています。引き続き、自閉症・発達障がいに関する専門的な相談支援を行うとともに、地域における関係機関の機能強化を図るため、センターとしての専門性を生かした後方支援を行う必要があります。

福祉型障害児入所施設に入所している障がい児の、地域生活への移行を促進していますが、地域における関係機関へ途切れない支援を「つなぐ」ため、入所時から、18歳以降の地域における支援体制を視野に入れた関係機関との連携が求められています。

②発達支援の充実

発達支援が必要な子どもに対して、身近な地域において、早期発見と成長段階に応じた適切な支援が途切れなく行われるよう体制づくりが必要です。

県立草の実りハビリテーションセンターでは、肢体不自由児を対象とした入院・外来診療、短期入所事業、児童発達支援事業を行うとともに、地域への巡回指導等の地域支援を行っていますが、医師等の専門人材の不足が課題となっています。

県立小児心療センターあすなろ学園では、発達障がい児、情緒障がい児、精神障がい児等、精神および行動に疾患・障がいのある子どもを対象とした入院・外来診療とともに、地域への巡回指導等の地域支援を行っています。発達障がい児等に対する支援ニーズが高まる一方で、医師等の不足により診療待機期間の長期化が課題となっています。

市町において発達障がい児等への適切な早期支援が行われるよう、保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけています。

そのため、県が有する専門性を生かして、総合支援窓口を担う専門的な市町職員等の育成のための長期研修の受入や、保育所・幼稚園等における発達障がい児等の早期支援ツールの普及・指導等の支援を行っています。

児童相談センターでは、聴覚障がい児を対象とした相談や療育指導、学校への訪問支援、早い段階での補聴器のフィッティング等を中心とした指導訓練等を行っています。

③特別支援教育等の充実

発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもが増加するとともに、障がいが重度・重複化、多様化する傾向にあります。

また、インクルーシブ教育システム構築を進めるにあたっては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場でともに学ぶことを基本としつつ、個別の教育的ニーズに対しては、自立と社会参加を見据え、最も的確に応える学びの場において教育を行い、指導を一層充実していくことが求められています。

幼稚園・保育所や保護者の子育てにおける不安に早期に対応した相談の実施や、支援情報を途切れなく引き継ぐ体制の構築のために、パーソナルカルテ等の活用を進める必要があります。

小中学校の通常の学級や高等学校等における指導・支援の充実のために、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用を促進する必要があります。

発達障がい等について、小中学校等の教員の理解を深める必要があることから、特別支援学校のセンター的機能を活用した、発達障がい等にかかる研修の実施が求められています。

特別支援学校では、卒業後も地域の中で安心して、自分らしく豊かに暮らしていけるよう、生活年齢や障がいの状態等に応じたキャリア教育を推進する必要があります。

◇5年後のめざす姿

障がい児の個々のニーズに応じた丁寧な支援体制が、地域における関係機関の連携により構築され、他の子どもも含めた集団の中での「育ち」が保障されている状況をめざします。

◇主な取組内容

- 「みえ障がい者共生社会づくりプラン(平成27年度～29年度)」等に基づき、取組を進めます。【健康福祉部ほか関係部局】

〔発達支援が必要な子どもへの対応について〕

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町等との連携により途切れのない支援体制が構築されています。

 「重点的な取組14 発達支援が必要な子どもへの対応」として重点的に取り組みます。

第5節 働き方

結婚・妊娠・子育てなどの希望をかなえるためには、女性が仕事のキャリア形成との両立に不安を感じたり、困難であることを理由に妊娠・出産を躊躇・先送りしたり、仕事と育児との両立に関する制度を利用しづらい雰囲気などがある状況を解消する必要があります。また、少子化の危機を突破するには、企業による取組が重要との指摘もあります。

(1) 子育て期女性の就労に関する支援

就労継続や再就職支援の取組により、妊娠・出産・子育て等と両立しながら働きたいと考える多くの女性が、希望する形で就労できている状況をめざします。

 「重点的な取組9 子育て期女性の就労に関する支援」として重点的に取り組みます。

(2) 長時間労働の抑制、ワーク・ライフ・バランスの推進

(3) マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくり

安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりに向けた企業の取組が進むとともに、職場の管理職が「イクボス」となるなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む、子育てに優しい企業が増えている状況をめざします。

 「重点的な取組10 企業による仕事と子育てとの両立に向けた取組の支援」として重点的に取り組みます。